

J A F 公認準国内競技
No. 2008-2302

2008年JAF中部近畿ラリー選手権第4戦
2008年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ第3戦

シロキヤラリー '08

〔上級者向け〕

2008年10月11日（土）～12日（日）

特別規則書

主 催： チームシロキヤ
協 賛： ダンロップファルケンタイヤ株式会社
株式会社ダンロップ・ファルケン中部
テクノイル名古屋
協 力： SOMOS
RTN

公 示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

2008年JAF中部近畿ラリー選手権第4戦
2008年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ第3戦
シロキヤラリー '08

第2条 競技会の種目

ラリー競技開催規定の付則「第2種アベレージラリー開催規定」に従った
第2種アベレージラリー

第3条 競技格式

JAF公認 準国内競技

第4条 開催日程

2008年10月11日（土）～12日（日）

第5条 開催地及び距離

愛知県内 160km

第6条 競技内容

- （1）競技方法：第2種アベレージラリー
- （2）指示速度走行区間：有
- （3）スペシャルステージ：有
- （4）スペシャルステージの路面の種別：舗装路面
- （5）競技距離：総走行距離 約160km スペシャルステージの総距離 約36km

第7条 オーガナイザー名 及 住所

チーム・シロキヤ（SHIROKIYA）
〒471-0855 愛知県豊田市柿本町8-23（有）エスアールエス内
TEL（0565）28-6524 e_mail:srs@hm.aitai.ne.jp

第8条 大会役員

審査委員長：長坂 眞澄（MASC） 審査委員：梅津 祐実（JMRC 近畿派遣）
組織委員長：澤田 耕一 組織委員：眞貝 知志・村上 健

第9条 競技役員

競技長 : 金子 敏邦
コース委員長 : 澤田 耕一
技術委員長 : 御領 親幸
事務局長 : 御領 親幸

副競技長 : 大沼 豊
計時委員長 : 鈴木 眞由美
救急委員長 : 保田 将史
JMRC 中部救急認定委員 : 御領 親幸

第10条 参加車両

- (1) 参加車両は、J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とする。
- A. ラリーR N車両 B. ラリーR J 車両
- C. 2002年J A F 国内競技規則第3編ラリー車両規定に従って製作された車両
(ラリーR B車両) で下記の条件をすべて満たしたもの。
- a. 2002年12月31日以前に運輸支局等に初年度登録された車両であること。
- b. F I A 公認車両またはJ A F 登録車両であること。F I A 公認車両とJ A F 登録車両の両方の資格を有する場合はJ A F 登録車両として取り扱う。
- c. 最低重量、リストラクター、ホイールおよびタイヤについては、2008年のJ A F 国内競技車両規定第2編ラリー車両規定第3章改造規定に従っていること。
- D. ラリーR F 車両のうち、2008年日本ラリー選手権規定第6条2.「クラス1. 5 (J N-1. 5) に参加する車両」で定められた車両。
- (2) 上記車両に以下の条件を満足していること。
1. マフラーおよび触媒はメーカーラインオフ時に装着されている純正品に限定する。
2. ランプポットは装着禁止とする。ただし、メーカーラインオフ時に走行用前照灯が2灯式である車両については、道路運送車両法を遵守することを条件に、走行用前照灯2灯の追加が認められる。なお、走行用前照灯を追加する際のボンネットの加工は一切認めない。
3. エアクリーナーケースの加工は一切認めない。エアフィルターについては純正品以外への変更が認められる。
4. 停止表示板2枚(三角)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品を搭載すること。これらは走行中に浮遊物とならないように、確実に固定すること。
5. 2008年J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める消火装置を搭載すること。
6. オフィシャルの準備するSOSサイン・OKサインは車内の取り出しやすい位置に備える事。

第11条 クルーの装備品

- (1) 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルおよび第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間を行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。但しナビゲーターについてはグローブの着用を免除する。
- (2) ヘルメットおよびレーシングスーツは2008年J A F 国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものとする。
- (3) 上記(1)の場合以外でも競技中は長袖長ズボンを着用すること。

第12条 参加資格

- (1) 本競技会に参加できる競技者は、2008年J A F 発行の国内競技運転者許可書B級以上を所持していること。
- (2) J A F 中部及び近畿地域クラブ協議会加盟クラブ員、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。ただし、参加台数に余裕がある場合は他地域からの参加を妨げない。
- (3) 参加者は、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していること。
- (4) 1チーム2名限定とする。
- (5) 正副ドライバーは、当該車両を運転するに有効な運転免許証を取得しており、参加申込締切時点で満20歳以上のものとする。

第13条 クラス区分

J A F 中部近畿ラリー選手権およびJMRC 中部ラリーチャンピオンシリーズは次のように区分される。

DE-Aクラス 気筒容積1500cc以下の車両
DE-Bクラス 気筒容量1500ccを超え3000cc以下の車両
DE-Cクラス 気筒容量3000ccを超える車両

第14条 参加台数 全クラスを通じて60台に制限する。

第15条 参加料 競技参加料 1台 45,000円(事務諸経費・朝食、休憩料含む)
レキ参加料 1台 2,000円(任意参加とする。乗員人数は問わない)

第16条 保険 参加者は競技に有効な任意保険に加入する事。
対人 : 5,000万円以上
対物 : 200万円以上(免責10万円以下)
搭乗者 : 500万円以上

第17条 受付期間 2008年9月22日(月)～10月3日(金)(必着)

第18条 参加申込先及び問い合わせ先

〒471-0855 愛知県豊田市柿本町8-23

(有) エスアールエス内 シロキヤラリー '08 事務局

Tel (0565) 28-6524 AM11:00～PM8:00(水曜を除く)

メール問い合わせ email:srs@hm.aitai.ne.jp

金子 敏邦(携帯) 090-1092-6411

第19条 タイムスケジュール

レキ受付	:	11日	9:00～9:30
レキ	:		10:00～16:00
受付	:		17:30～18:30
車検	:		18:00～19:30
ドライバーズミーティング	:		20:00～
1号車スタート	:		21:01
1号車ゴール	:	12日	4:00頃
表彰式	:		9:00頃

第20条 賞典

各クラス 1～3位 : JAFメダル、楯及び副賞

各クラス 4～6位 : 楯及び副賞

参加台数によって増減する場合がある。

賞典は本大会の成績順位で発表するため、JAF中部近畿ラリー選手権での順位とは異なる場合がある。

第21条 参加申し込み JMRC中部ラリー共通規則指示内容による。

第22条 参加受理 JMRC中部ラリー共通規則指示内容による。

第23条 ゼッケン JMRC中部ラリー共通規則指示内容による。

第24条 受付 JMRC中部ラリー共通規則指示内容による。

第25条 公式車両検査 JMRC中部ラリー共通規則指示内容による。

第26条 コース JMRC中部ラリー共通規則指示内容による。

第27条 スタート JMRC中部ラリー共通規則指示内容による。

第28条 チェックポイント(CP)

- (1) チェックポイント(以下CP)は原則としてコース進行方向の左側に設置し、CP看板および白線にて明示する。
- (2) CPに並進して入ってはならない。並進して入った場合、進行方向右側の競技車は計測しない。
- (3) CPでは役員の指示に従いCPライン通過後計時車付近で停止し、CPカードを受け取るものとする。
- (4) CPに関する一切の申し立ては、そのCPの役員に速やかになされなければならない。また、それに要した時間は各自取り戻すものとする。
- (5) CP及びフィニッシュは先頭スタート車の通過予定時刻の15分前に開設し、最終スタート車の通過予定時刻に30分を加えた時間で閉鎖する。
- (6) CP付近より確認できる違反行為、ルール無視、右側下車等が確認できる場合、CPチーフの連絡により競技長経由で競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す権限を有する。

第29条 パスコントロールポイント(PC) ルート上で速度を変更させる場合もある。

第30条 計時

- (1) CPにおける計時は、分計時区間については分未満切り捨てとする。
- (2) スペシャルステージを除くすべてのCPからのスタート時刻はチェックカードに記載された時・分とする。各スペシャルステージフィニッシュからのスタート時刻はチェックカードに記載された時、分、秒の次分00秒とする。

第31条 減 点

- (1) 各区分において実走行所用時間と基準時間との差について、分計時区間は遅着1分につき10点・早着1分につき100点とし、算出された各区分の減点とタイムトライアル区間の所要秒を加算し減点合計とする。
- (2) タイムトライアル区間は1秒につき1点とする。

第32条 採 点 J M R C 中部ラリー共通規則指示内容による。

第33条 参加者の遵守事項 J M R C 中部ラリー共通規則指示内容による。

第34条 サービス

- (1) サービス隊の申込み
 - ① 申込期間：2008年9月22日（月）～10月3日（金）（必着）
 - ② 申込み先：〒471-0855 愛知県豊田市柿本町8-23
(有) エスアールエス内 シロキヤラリー '08 事務局
Tel (0565)28-6524 (水曜を除く AM11:00~PM8:00)
 - ③ サービスの申込みは、所定の用紙に必要事項を記入し申込責任者が署名捺印の上サービス隊登録料を添えて事務局へ現金書留にて郵送又は持参のこと。
- (2) サービス登録料
 - ① サービス車両1台につき：1,000円
 - ② サービス隊1名につき：2,000円（ゴール後の宿泊・食事代含む）
- (3) サービス隊は、指定されたサービス地点以外でサービスを行ってはならない。
- (4) サービス隊は、サービス管理者の指示に従わなければならない。
- (5) サービスカーの管理は、各エントラントおよびサービス隊の責任で実施する事。

第35条 ペナルティ

- (1) 各項目に違反し、それを役員に現認された時は、違反の重さに応じて競技長判断により60点～100点の減点をペナルティとして科す。
- (2) チェックカードの紛失1枚につき10点のペナルティを科す。
- (3) 採点シートの自己採点のミス1箇所につき10点のペナルティを科す。
- (4) 採点シートの提出が指定時間を過ぎた場合、1分につき10点のペナルティを科す。

第36条 失格規定 J M R C 中部ラリー共通規則指示内容による。

第37条 ペナルティの例外 J M R C 中部ラリー共通規則指示内容による。

第38条 抗 議 J M R C 中部ラリー共通規則指示内容による。

第39条 損害の補償 J M R C 中部ラリー共通規則指示内容による。

第40条 競技会の中止又は延期 J M R C 中部ラリー共通規則指示内容による。

第41条 競技の成立 J M R C 中部ラリー共通規則指示内容による。

第42条 成 績

成績は合計減点＋ペナルティ点数の少ないものを上位とし、同点の場合は次の順序によって順位を決定する。

- (1) タイムトライアル区間の減点が少ない者
- (2) 本競技会での最初のタイムトライアル区間の減点が少ない者
- (3) ペナルティの少ない者
- (4) 減点0区間の多い者
- (5) 本競技会審査委員会の判断による

第43条 付 則

- (1) 本規則の適用は、競技会の参加申込み受付と同時に有効となる。
- (2) 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその付則、国際モータースポーツ競技規則とその付則、ならびに J M R C 中部統一規則に従って開催される。
- (3) 本規則および競技に関する諸規則の解釈に擬義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (4) 住民トラブル及び林道破損防止のため、愛知県東北部での練習走行及びこれに準ずる行為を禁止する。役員により発見された場合、参加拒否、または出走拒否処分とする。

シロキヤラリー '08 事務局

※ レッキ開催要領については、受理書発送時に情報を通知